

仕 様 書

第1章 総 則

1. 適 用

本仕様書は、堺市が実施する「令和8年度 堺市都心交通のあり方検討支援業務」に適用する。

2. 業務の目的

人口減少・高齢化の進展やライフスタイルの変化等により、移動需要は多様化し、公共交通の維持・確保がより一層困難となることが懸念されている。あわせて、道路空間の役割も変化し、自動運転などの新技術により移動手段の多様化も進展している。

また、堺都心部においても、なにわ筋線開業や南海高野線連続立体交差事業、都市整備等の進展により、長期的には、道路交通や堺市内外の人の流れなど、交通環境の変化が想定される。

このような環境の変化を踏まえ、都心の活性化を支える交通を実現するため、長期的な視点に立ち、都心の活力につながる都心交通のあり方について検討する必要がある。

本業務では、概ね20年後を見据えた堺都心部の交通のあり方の取りまとめに向け、学識経験者等を含む検討会の議論を踏まえながら、あるべき都心交通の将来像の設定を支援することを目的とする。

3. 履行場所

堺市内

4. 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

5. 業務の進め方

受注者は、作業開始に先立ち、詳細に作業計画を立案した上で、以下の書類を発注者に提出し、承認を得なければならない。その計画を変更しようとするときも同様とする。また、あわせて業務責任者届を提出するものとする。

(1) 業務計画書

(2) 工程表

(3) 着手届

受注者は、発注者との連絡を密にし、指示に従わなければならない。受注者は、各作業工程において、品質の管理及び工程の確認を行い、業務の進捗状況を発注者へ報告するものとする。ただし、発注者が必要と認めたときも、受注者に作業の各工程の進行状況等をその都度報告させることができる。また、必要に応じ、発注者は受注者に打合せ記録を提出させることができ

る。

6. 業務の従事者

本業務に従事する者は、関係法令に精通し、かつ専門知識を有するものでなければならない。
本業務の業務責任者として、以下に定めるいずれかの資格を有する者を配置すること。

- ・技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）の規定による建設部門「都市及び地方計画」に登録を受けている者
- ・技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）の規定による総合技術監理部門（建設）「都市及び地方計画」に登録を受けている者
- ・一般社団法人建設コンサルタンツ協会が認定する RCCM（都市計画及び地方計画）

7. 貸与資料

業務に必要な下記の資料について貸与する。

- ・第 6 回近畿圏パーソントリップ調査マスターファイル
- ・令和 4 年度 駐車場整備地区等に関する駐車場利用実態調査業務

第 2 章 業務の内容

本業務の内容は以下に示す通りとする。

なお、業務の遂行にあたっては、本市において学識経験者等で構成する検討会（第 2 章 3 にて記載）により意見の聴取を行うため、得られた意見について適宜検討及び反映を行いながら進めるものとする。

1. 検討条件の整理

堺都心部（堺都心未来創造ビジョンにおける対象区域の約 400ha）におけるめざすべき都市像の実現に向けて、データ、将来展望、関連計画等について整理・分析した上で、本検討においてめざすべき都市像及び課題の整理を行う。

（1）上位・関連計画等の整理

本検討を進めるにあたり、考慮すべき上位・関連計画等について整理を行う。

整理にあたっては、都市及び交通に係る内容について、計画間の整合性や方向性の差異、未整理の領域を整理し、本業務における課題及び検討内容の抽出につなげるものとする。

さらに、計画の時間軸や将来動向との関係についても整理すること。

（整理対象例）

- ・堺市基本計画 2030
- ・堺グランドデザイン 2040
- ・堺都心未来創造ビジョン
- ・堺市都市計画マスタープラン
- ・堺市立地適正化計画

- ・堺市地域公共交通計画
- ・堺市バリアフリー基本構想
- ・堺市自転車活用推進計画
- ・堺市 SDGs 未来都市計画
- ・SMI 都心ライン及び関連取組に関する導入計画
- ・大阪のまちづくりグランドデザイン
- ・大阪における総合的な交通のあり方

(2) データ等の整理及び分析

堺都心部の概ね 20 年後を見据えた都心交通のあり方の検討に向け必要となるデータの整理・分析を行う。

分析にあたっては、データ単独では解釈が困難な事項については必要に応じて他都市との比較分析を行った上で、交通量や利用状況の把握に留まらず、都市構造や土地利用、移動・滞在・回遊等の都市活動との関係性を把握するとともに、仮説設定を含め統合的に整理し、堺都心部における人の流動構造を明らかにすること。

なおデータ収集については、公表情報の収集及び発注者からのデータ提供を想定しており、実態調査の実施やビッグデータの購入は見込んでいない。

【整理・分析項目】

① 人口・都市構造関連

堺市及び堺都心部の人口推移、人口密度推移、土地利用状況等

② 交通関連

鉄軌道及びバス等の公共交通の路線網・利用者数推移、駅前空間の状況（バス停留所の配置状況等）、主要道路の交通量、自転車に係る状況（駐輪場、自転車レーン、シェアサイクル利用状況）、パーソントリップ調査結果を踏まえた移動実態、歩行者の回遊・滞留の状況、主要な集客施設等（10 箇所程度）への鉄道駅からのアクセシビリティ（移動手段・所要時間・案内状況）等

(3) 想定される開発・社会変化・技術革新等

概ね 20 年後を見据え、都心交通のあり方の検討に影響を与えると想定される都市開発、人口構造の変化やライフスタイルの多様化等の社会変化及び新たなモビリティサービスやデジタル技術の進展等の技術革新等の動向及び特徴、交通需要・移動手段・滞在行动等への影響について、時系列に沿って整理する。

(4) 本検討においてめざすべき都市像の整理及び課題整理

堺都心部について、(1)～(3)を踏まえ、本検討においてめざすべき都市像を整理した上で、その実現に向けた課題について抽出・整理する。

めざすべき都市像の整理及び課題の抽出・整理にあたっては、既存計画の整理にとどまらず、堺都心部におけるデータ、想定される社会変化や技術革新等を的確に捉え、相互関係及び因果関係が把握できるよう構造的に整理を行うこと。

2. あるべき都心交通の将来像の検討

「1. 検討条件の整理」を踏まえ、「めざすべき都市像」を支える「あるべき都心交通の将来像」について検討を行う。なお、検討会での意見をはじめ本検討に際して必要とされるデータ等については、本市から提供する資料を含め、適宜収集・整理すること。

(1) 都心交通の基本コンセプトについての検討

あるべき都心交通の将来像の検討にあたり、都心交通の基本的なコンセプトを設定する。

(2) あるべき都心交通の将来像の検討

①施策方向性の検討

公共交通、歩行者、自動車交通のそれぞれについて、都心交通の基本コンセプト実現に向けた基本となる考え方及び施策の方向性について整理する。

②公共交通ネットワークのあり方の検討

都心内々及び都心内外を結ぶ公共交通ネットワークの考え方など、あり方を検討する。

③人の回遊のあり方の検討

都心部全体及び堺東、堺駅・堺旧港、環濠エリアの各エリア内における回遊の考え方など、あり方を検討する。

④自動車交通のあり方の検討

都心部内の回遊性向上等の観点から、都心部への自動車流入の適正化等の自動車交通のあり方について検討する。

⑤街路の性格付けの設定

主要な街路（7本程度）について、公共交通の受容性・自家用車許容・荷さばきへの対応・歩行者回遊性など、リンク機能・プレイス機能それぞれの考え方と折合いのつけ方について整理し、空間配分の前提となる機能的な性格付けについて設定する。

3. 検討会開催支援

有識者の意見を聴取する機会として検討会の開催（11月、2月頃の2回を想定）について、資料調製、進行管理、議事録作成等の支援を行う。

4. 打合せ

業務における打合せは、業務着手時、中間打合せ3回、成果品納入時の計5回行う。

5. 報告書作成

上記1から4までの内容を報告書としてとりまとめる。

第3章 成果品

1. 成果品

成果品は次のものとする。なお、用紙、様式については発注者と協議して定めるものとする。また、データについては、OSはWindows、文書ファイルはWord形式、表計算ファイルはExcel形式、GISファイルはShape形式、CADファイルはDXF形式、印刷データはPDF形式を原則とする。

- | | |
|------------------------|----|
| (1) 報告書 | 2部 |
| (2) 報告書をデータ化したもの | 1式 |
| ※報告書作成にあたり作成した電子データを含む | |

2. 成果品の提出

- (1) 受注者は作業が完了したとき、又は発注者から請求があったときは、速やかに成果を整理して発注者に提出するものとする。
- (2) 成果品提出の際は、エラーがないことを確認した後、ウィルス対策を実施した上で提出すること。

第4章 雑 則

1. 疑 義

本業務の内容について疑義が生じた場合は、受注者は発注者と協議の上その指示に従うこと。発注者において必要と認められるときは、作業の変更又は中止をすることがある。

2. 秘密の保持

受注者は、業務の処理上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。なお、契約期間の終了又は解除後も同様とする。また、機密や個人情報を含む成果物を本市の許可なく第三者に閲覧、複写、貸与又は譲渡してはならない。

3. 貸与資料等

本業務において必要なデータ、図面、資料等（以下「資料等」）については、発注者が受注者に貸与する。受注者は、これら資料等について、取り扱いに十分注意し、紛失、破損のないようにするものとし、作業終了後、発注者に速やかに返却するものとする。また、目的外利用、複製及び第三者への提供を行ってはならない。

また、他団体に帰属する資料等の借用については、受注者が手続きを行うものとするが、その取り扱いについて、受注者は発注者に誓約書を提出するものとする。

4. 成果品にかかる著作権の帰属

成果品及び本業務において取得されたデータについては、その著作権を含め全て発注者に帰属するものとし、受注者は発注者の許可なく他に利用、公表又は貸与してはならない。

5. その他

- (1) 別紙「暴力団等の排除について」を遵守すること。
- (2) その他、本書に定めなき事項については、本市、受注者相互により協議すること。

暴力団等の排除について

1. 入札参加除外者を再委託先等とすることの禁止

- (1) 受注者は、堺市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外を受けた者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者を、再委託先並びに受注者及び再委託先の資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方（以下「再委託先等」という。）としてはならない。
- (2) これらの事実が確認された場合、本市は受注者に対し、当該再委託先等との再委託契約等の解除を求めることができる。

2. 再委託契約等の締結について

受注者は、再委託先等との再委託契約等の締結にあたっては、契約締結時には本市の契約約款に準じた暴力団排除条項を加えることとする。

3. 誓約書の提出について

- (1) 受注者は、堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし契約書の作成を省略する契約の場合、もしくは受注者が国若しくは地方公共団体その他公共団体又は本市の外郭団体である場合はこの限りでない。
- (2) 受注者は、再委託先等がある場合には、これらの者から堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を徴して、本市へ提出しなければならない。
- (3) 受注者及び再委託先等が当該誓約書を提出しない場合は、入札参加停止を行うものとする。

4. 不当介入に対する措置

- (1) 受注者は、この契約の履行にあたり、暴力団員又は暴力団密接関係者から、暴力団を利用することとなるような社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、直ちに本市に報告し、警察に届け出なければならない。
- (2) 受注者は、再委託先等が暴力団員又は暴力団密接関係者から不当介入を受けたときは、直ちに本市に報告し、当該再委託先等に対して、警察に届け出るよう指導しなければならない。
- (3) 本市は、受注者が本市に対し、(1) 及び (2) に定める報告をしなかったときは、堺市暴力団排除条例に基づく公表及び入札参加停止を行うことができる。
- (4) 本市は、受注者又は再委託先等が不当介入を受けたことによりこの契約の履行について遅延等が発生するおそれがあると認めるときは、受注者が(1) に定める報告及び届け出又は(2) に定める報告及び指導を行った場合に限り、必要に応じて履行期間の延長等の措置をとるものとする。